

2013年12月5日 全6頁

会社法改正法案の国会提出

金融調査部 主任研究員
横山 淳

[要約]

- 2013年11月29日、会社法改正法案が国会に提出された。ただし、会期が12月6日までのため、継続審議とした上で、来年（2014年）の通常国会での成立を目指す可能性が高いだろう。
- 法案には、2012年9月に法制審議会が採択した「会社法制の見直しに関する要綱」を踏まえ、①社外取締役・社外監査役の社外要件の見直し、②多重代表訴訟制度の創設、③監査等委員会設置会社制度の創設、④支配株主の異動を伴う第三者割当に対する規制、⑤特別支配株主の株式等売渡請求制度の創設などが盛り込まれている。
- 施行日は、公布日から1年6ヵ月内の政令指定日とされている。

1. 会社法改正法案の国会提出

2013年11月29日、会社法を巡る次の法案が国会に提出された。

会社法の一部を改正する法律案¹（以下、会社法改正法案）

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案²（以下、関係法律整備法案）

これらは、2012年9月に法制審議会が採択した「会社法制の見直しに関する要綱」³（以下、

¹ 法務省のウェブサイト (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00138.html) に掲載されている。

² 法務省のウェブサイト (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00139.html) に掲載されている。

³ 法務省のウェブサイト (<http://www.moj.go.jp/content/000102013.pdf>) に附帯決議とともに掲載されている。拙稿「会社法制見直しの要綱案」（2012年8月22日付レポート）、「会社法制見直しの企業集団への影響」（2012年10月31日付レポート）なども参照。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/commercial/12082201commercial.html>

要綱)を踏まえ、会社法などの改正を行うものである。

なお、今国会(第185回国会)の会期が2013年12月6日までのため、継続審議(閉会中審査)とした上で、来年(2014年)通常国会での成立を目指す可能性が高いだろう。

2. 会社法改正法案のポイント

会社法改正法案の内容は多岐にわたるが、その主なポイントをまとめると、次のようになる⁴。

【企業統治(コーポレート・ガバナンス)関連】

① 監査等委員会設置会社制度(注1)の創設

◇株式会社の機関設計として、監査役を置かず、3人以上の取締役(過半数は社外取締役)によって構成される監査等委員会を設置する「監査等委員会設置会社」制度を創設する(会社法改正法案に基づく会社法326条2項など)。

◇それに伴い、現行の「委員会設置会社」は、「指名委員会等設置会社」に呼称を変更する(同2条12号など)。

② 社外取締役・社外監査役の要件の見直し

◇親会社等(注2)の一定の関係者、親会社等の子会社等(注3)の一定の関係者、取締役等の一定の親族については、「社外」と認めない(同2条15号、16号)。

◇その会社又は子会社の出身者につき、10年の冷却期間を認める(退任後10年経過すれば、原則、「社外」と認められる)(同2条15号、16号)。

◇いわゆる責任限定契約(会社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約)が締結できる範囲が、いわゆる非業務執行取締役、(社内を含む)監査役まで拡大される(同427条)。

③ 社外取締役を置いていない場合の理由の開示

◇事業年度の末日において、監査役設置会社(公開会社(注4)であり、かつ、大会社であるものに限る。)であって、その発行する株式について有価証券報告書の提出義務が課されるものが、社外取締役を置いていない場合、その事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならない(注5)(同327条の2)。

<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/commercial/12103101commercial.html>

⁴ ここでは会社法改正法案の主な内容を取り上げているが、「要綱」の内容の一部には、関係法律整備法案で措置されているものもある。

④会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定

◇監査役設置会社（監査役会設置会社）においては、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任等に関する議案の内容は、監査役（監査役会）が決定するものとする（同 344 条）。

【親子会社（企業結合）関連】

⑤最終完全親会社等の株主による責任追及の訴え（いわゆる多重代表訴訟）制度の創設

◇6 ヶ月前（注6）から引き続き最終完全親会社等の総議決権又は発行済株式の1%以上（注7）を有する株主は、その最終完全親会社等の一定の子会社の役員等の責任（特定責任）に係る責任追及等の訴え（特定責任追及の訴え）の提起を、その子会社に対して請求することができる（同 847 条の3 第1項）。

◇上記の請求の日から60日以内に、その子会社が特定責任追及の訴えを提起しないときは、請求を行った株主が、その子会社のために特定責任追及の訴えを提起すること（いわゆる代表訴訟）ができる（同 847 条の3 第7項）。

⑥親会社による子会社の株式等の譲渡

◇親会社が、一定の子会社の株式等を譲渡する場合（注8）は、その効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議による承認を受けなければならない（同 467 条1項2号の2）。

【M&A関連】

⑦特別支配株主の株式等売渡請求（いわゆるキャッシュ・アウト）

◇総株主の議決権の90%以上（注9）（注10）の議決権を有する株主（特別支配株主）が、会社の承認の下に、他の株主全員に対して、その有する株式の全部を売り渡すことを請求することができる制度を創設する（同 179 条～179 条の10 など）。

◇特別支配株主から保有する株式等の売渡しを請求された売渡株主等は、価格に不満がある場合は、裁判所に対して、価格決定の申立てを行うことができる（同 179 条の8）。

⑧支配株主の異動を伴う募集株式の発行等（第三者割当て規制）

◇公開会社は、ある引受人（親会社等を除く）に募集株式を割り当てることにより、その引受人が（増資後に）総株主の議決権の過半数を有することとなる場合（株主割当てによる場合を除く）、払込期日の2週間前までに、株主に対し、その引受人の氏名・名称などを通知又は公告を行わなければならない（注11）（同 206 条の2 など）。

◇上記の通知・公告（注12）から2週間以内に10%以上（注13）の議決権を有する株主が反対する旨を通知した場合は、払込期日の前日までに、株主総会決議（いわゆる普通決議）による承

認を受けなければならない。ただし、その会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、その会社の事業の継続のため緊急の必要があるときは、この限りではない（同 206 条の 2 第 4、5 項）。

⑨全部取得条項付種類株式の取得（全部取得）手続の見直し

◇全部取得条項付種類株式の取得（全部取得）手続について、開示手続（書面等の備置、株主への通知・公告）や裁判所への価格決定の申立手続（申立ての時期）などを見直す（同 171 条の 2～173 条の 2）。

⑩株式買取請求があった場合における価格決定前の支払制度の創設

◇組織再編などにおいて株式買取請求があった場合、株式の価格決定があるまでに、株主に対し、その会社が公正な価格と認める額を支払うことができる（注 14）。（同 786 条 5 項など）

【その他】

⑪株主名簿等の閲覧請求の拒絶事由の見直し

◇会社が株主名簿等の閲覧請求を拒絶できる事由から、「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき」を削除する（同 125 条 3 項など）。

⑫新株予約権無償割当てに関する割当通知

◇新株予約権無償割当てに関する割当通知の通知期限を、効力発生日後遅滞なく、かつ権利行使期間の末日の 2 週間前まで（現行、権利行使期間の初日の 2 週間前まで）とする（同 279 条）。

（注 1）「要綱」では「監査・監督委員会設置会社（仮称）」とされていた。

（注 2）「親会社等」とは、「親会社」及び「その会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの」をいう（会社法改正法案に基づく会社法 2 条 4 号の 2）。

（注 3）「子会社等」とは、「子会社」及び「会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの」をいう（会社法改正法案に基づく会社法 2 条 3 号の 2）。

（注 4）会社法上の公開会社をいう。すなわち、定款上、譲渡制限のない株式を発行できる会社のこと（会社法 2 条 5 号）。

（注 5）「要綱」では、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を事業報告で開示することを提言していた（後述 3 参照）。こちらは、今後の法務省令改正で対応されるものと思われる。

（注 6）定款により引下げ可能（会社法改正法案に基づく会社法 847 条の 3 第 1 項）。なお、公開会社でない最終完全親会社等については、6 ヶ月の継続保有要件はない（同 847 条の 3 第 6 項）。

（注 7）定款により引下げ可能（会社法改正法案に基づく会社法 847 条の 3 第 1 項）。

（注 8）効力発生日において、親会社が（その子会社の）議決権の過半数を有しないときに限る。

（注 9）定款により引上げ可能（会社法改正法案に基づく会社法 179 条 1 項）。

（注 10）その者が発行済株式全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める者を通じた間接保有分を含む（会社法改正法案に基づく会社法 179 条 1 項）。

（注 11）金融商品取引法に基づく有価証券届出書による開示などが行われている場合には、通知・公告は不要とされている

(会社法改正法案に基づく会社法 206 条の 2 第 3 項)。

(注 12) 上記(注 11)により通知・公告が不要とされた場合は、法務省令で定める日。

(注 13) 定款により引下げ可能(会社法改正法案に基づく会社法 206 条の 2 第 4 項)。

(注 14) 裁判所における価格決定が長期化した場合に、発行会社に支払義務が生じる遅延利息(「年 6 分の利率」)の拡大を防止する趣旨だと思われる。

なお、会社法と金融商品取引法の調整という、いわゆる「公開会社法」的性格を有するほぼ唯一の事項として注目されていた、公開買付け規制に違反した者に対する議決権行使の差止請求制度は、今回の会社法改正法案及び関係法律整備法案には盛り込まれていないようだ。

3. 社外取締役設置の義務付けを巡る議論について

法制審議会(主にその会社法制部会)の議論の中で、社外取締役設置の義務付けについては、社会的にも大きな話題となった。

法制審議会の「要綱」では、社外取締役設置の義務付けは盛り込まれておらず、注釈において情報開示の強化が提言されるにとどまっていた。すなわち、監査役設置会社(公開会社かつ大会社に限る)のうち、その発行する株式について有価証券報告書の提出義務が課されるものに対して、「社外取締役が存在しない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由」を事業報告で開示することを求めている。なお、法制審議会は、この問題について、別途、附帯決議を行い、その中では「金融商品取引所の規則において、上場会社は取締役である独立役員を一人以上確保するよう努める旨の規律を設ける必要がある」としていた。

会社法改正法案も、「要綱」を踏まえて、社外取締役設置の義務付けに関する規定は盛り込んでいない。

ただし、社外取締役が存在していない監査役設置会社に対する開示義務について、「要綱」よりも一歩進めて、定時株主総会において「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明することを要求している(前記 2③)。加えて、附則の中で、次のような 2 年後に再検討を行う旨の、いわゆる見直し条項が盛り込まれている(会社法改正法案附則 25 条)。

政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとする。

なお、法制審議会の附帯決議を踏まえて、2013 年 11 月 29 日、東京証券取引所は「独立性の

高い社外取締役の確保に関する上場制度の見直しについて」⁵を公表している。

この中で東京証券取引所は、「上場会社は、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならない」ことを内容とする制度の見直しを、2014年2月から実施する方針を明らかにしている。

4. 施行日

会社法改正法案の施行日は、公布日から1年6ヵ月以内の政令指定日とされている（会社法案附則1条）。

⁵ 日本取引所グループ及び東京証券取引所のウェブサイトに掲載されている。なお、2013年12月29日まで意見募集が行われている。

日本取引所グループ：<http://www.jpx.co.jp/general-information/uhqdp4000000cng-att/20131129reference.pdf>

東京証券取引所（和文）：http://www.tse.or.jp/rules/comment/b7gje600000186jz-att/131129_01j.pdf

東京証券取引所（英文）：http://www.tse.or.jp/rules/comment/b7gje600000186jz-att/131129_01e.pdf